| 調達管理番号・案件名 |
|---|
| 26a00418_ヨルダン国ASEZスマートシティ能力強化プロジェクト |

質問と回答は以下のとおりです。

2026年11月10日

| 質問番号 | ページ | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 0 | 付属資料6-1：ATCとの協議議事録（PDF57頁） | 詳細計画策定調査の付属資料6-1、ATCとの協議議事録（PDF57頁）には、バス位置監視システムについて、ASEZAの契約に紐づき、ATCが自由に改修できない旨の記載があります。<br>本事業における既存のバス位置データの活用やシステム連携・改修を検討するに当たり、当該記載に関連して提案時に留意すべき制約があれば、把握されている範囲でご教示ください。 | 現時点で、既存のバス位置監視システムについて、ASEZAと事業者間の契約内容の詳細は把握しておらず、本プロジェクト開始後に確認を行う予定です。 |
| 2 | 14 | 第2章【2】特記仕様書（案），第3条 2.（6）パイロットプロジェクト瑕疵担保期間 | 本項目はパイロット実施に伴い施行、開発、調達が発生した場合に受注者側が瑕疵担保責任、履行責任を負うことを求められているかのようにも見て取れます。<br>一方、パイロット実施の目的を鑑みるとこの責任を受注者が負うのは適当でないように見え、パイロット実施計画が固まった段階で、再委託先との責任分解を別途、打合簿等で調整する余地はありますでしょうか。 | 本プロジェクトの実施において、受注者に責任をもってパイロットプロジェクトを実施いただく必要があるため本項目を追加しております。<br>瑕疵担保等、パイロットプロジェクトの実施において懸念事項がありましたら、打合簿での調整含め、本プロジェクトの実施中に協議等させて頂ければと思います。 |
| 3 | 16 | スマートシティマスタープランの策定 | 「スマートシティ」とは、一般的に「より暮らしやすい都市」の実現に向けたハード面のインフラ整備をはじめとするあらゆる施策を含む概念であり、DXを介した行政やサービスの効率化を指す概念ではありません（DXは「スマートシティ」の必要条件ではない）。<br>かかる一般的な定義の下、本プロジェクトの「スマートシティマスタープラン」の対象には、インフラ整備も含むと考えてよろしいでしょうか。 | ASEZAとの更なる協議は必要ですが、本プロジェクトで策定する「スマートシティマスタープラン」における「スマートシティ」は、デジタル技術やデータも活用しつつ都市課題解決や市民生活の質（QOL）の向上を図る都市を想定しております。<br>「インフラ整備」をどのように定義するかによりますが、本プロジェクトにおいては、ASEZAの目指す「スマートシティ」に向けた事業や取り組み等を含む「スマートシティマスタープラン」の策定を予定しております。 |
| 4 | 16 | スマートシティマスタープランの策定 | 「スマートシティマスタープラン」の対象にインフラ整備も含む場合、前身の開発計画調査型技術協力プロジェクトで更新を行ったスマートシティの実現に向けた「都市計画マスタープラン」と本プロジェクトで策定する「スマートシティマスタープラン」の対象や範囲の違いをご教示ください。 | 「インフラ整備」をどのように定義するかによりますが、「ASEZ都市開発マスタープラン更新プロジェクト」では、ASEZにおける都市開発の方向性及びスマートシティのビジョン・戦略を整理しました。<br>本プロジェクトはその成果を踏まえた実施段階の協力として、スマートシティ部局を主なカウンターパートに、優先事業の具体化、実施体制の強化、パイロットプロジェクトの実施等を通じて、スマートシティの実現に向けた取組を支援するものです。 |
| 5 | 17 | 第2章【2】特記仕様書（案），第4条 2.（1）プロジェクトの活動に関する業務 | 「活動2-4：データ公開などを含むスマートシティ推進に関連する政策や法規制を提案する。」について、上記の提案業務には弁護士法の非弁行為に抵触する業務は含まない理解で相違ないでしょうか？ | 非弁行為とは、弁護士ではない者が、報酬を得る目的で、訴訟事件に加え、当事者間で既に紛争が発生している事案や、将来紛争が発生する可能性が高い（あるいはほぼ避けられないような）事案、法律相談を行ったり、代理人として交渉を行ったりする行為を、業とする（繰り返し行っている、あるいは初回であるとしても繰り返し行う予定で行う）ことを指すものと認識しております（参考：東京弁護士会ウェブ）。<br>本プロジェクトにおいては、そのような業務は含まれないものと認識しております。 |
| 6 | 18 | 第2章【2】特記仕様書（案），第4条 2.（3）その他，1 収集情報・データの提供 | 「業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。」との記載について、本業務を遂行するにあたって収集することが考えられるデータにはどのようなものがありますでしょうか。個人情報の取り扱い等は想定されますでしょうか。 | 想定しているデータには、ASEZにおける都市サービス、交通、観光、防災、環境、行政サービス等に関する統計データやGISデータ、関連制度情報等が含まれます。業務実施過程で個人情報を扱う場合には、JICA及びヨルダン側関係機関の規定に従い適切に管理することが求められます。 |
| 7 | 20 | 第5条報告書等 | 「業務完了報告書」と「事業完了報告書」の違いをご教示ください。 | 「業務完了報告書」は受注者による契約上の業務全体の実施結果をとりまとめた成果品です。一方、「事業完了報告書」はプロジェクト成果や目標達成状況、教訓等を整理し、技術協力事業全体の成果を取りまとめることを目的としています。 |
| 8 | 22 | ベースライン調査、エンドライン調査、第6条再委託 | 本プロジェクトの再委託は、「スマートシティパイロットプロジェクト」のみが対象となっており、ベースライン調査及びエンドライン調査については、再委託が認められておらず、費用も定額計上に含まれていません。他方、ベースライン調査及びエンドライン調査については、「調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパートの合意を得る」としており、プロポーザル作成時には、調査の対象、範囲、方法について、特定できません。ついては、ベースライン調査及びエンドライン調査の費用をプロポーザル作成時の見積書に含める場合は、それぞれの具体的な仕様（再委託の可／否を含む）をご教示いただくか、具体的な仕様が現時点で明らかでない場合は、定額計上の費目に含めていただくよう、お願い致します。 | ベースライン調査及びエンドライン調査については、調査項目や手法をプロジェクト開始後にC/P及びJICAと協議のうえ決定することを想定しています。現時点では再委託は想定しておらず、必要な経費についてはプロポーザルの費用に含めるようにお願いします。なお、調査内容が大きく変更となる場合には、契約変更の要否を含めて協議します。 |
| 9 | 33 | 業務量の目途 | 案件概要表及びプレ公示時点では業務量が40人月であったのが、36.53人月に減っているが、その理由は何か。案件概要表で想定されていた日本側の投入予定専門家のうち必要がないと判断された分野があったのか。 | プレ公示での業務量は目安であり、その後の業務内容の精査等により変更しうるものと認識しております。投入の必要がないと判断された分野はございません。 |
| 10 | 36 | （4）定額計上について | スマートシティパイロットプロジェクト3件の再委託費として、3,000万円＝1,000万円×3件が示されています。<br>これは1件当たり1,000万円を上限とする趣旨でしょうか。それとも、3件の合計が3,000万円以内であれば、各パイロットプロジェクトの内容・規模に応じて金額配分を変更することは可能でしょうか。 | スマートシティパイロットプロジェクトの再委託費については、1件当たり1000万を目安としておりますが、配分は契約後、パイロットプロジェクトの内容や規模等に応じて変更可能です。 |

以上